

『未来へとぼくらがつなぐ』

下水道

(平成30年度の下水道推進標語)

▼問合せ 上下水道グループ ☎079 (435) 2373



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

下水道に接続しましょう

播磨町の下水道人口普及率(※注)は、97・83%(平成30年4月1日現在)になりました。

下水道法では、接続が可能となった地域の住宅について、汲み取り便所の場合は「3年以内」、浄化槽の場合は「すみやかに」下水道に接続する義務が課せられています。まだ下水道に接続されていない場合は、下水道の趣旨をご理解いただき早めの接続工事の実施をお願いします。 ※注 下水道人口普及率：下水道を利用できる区域の人口 / 総人口 × 100

排水設備工事について

排水設備工事は、播磨町上下水道グループが指定した「指定工事店」が行うことになっています。

トイレの水洗化などの排水設備工事は、定められた技術基準に基づいて適切に行わないと、故障や公共下水道に悪影響を及ぼす原因になります。工事を依頼する際は、必ず「指定工事店」にご相談ください。

改造資金の助成について

排水設備工事に対し、融資あつせん及び利子補給制度・助成金制度を設けています。

快適な下水道の使用のために 下水道は、家庭からの汚水をそのまま流すことのできる大変便利な施設ですが、ルールを守らなければ排水管や下水道管を詰まらせてしまったり、壊してしまったりします。次のことに注意して大切に使いましょう。

台所では… 残飯、野菜くず、油などを流さないようにしましょう。また、熱湯を流すと排水管故障の原因になりますので、冷ましてから流しましょう。 トイレやお風呂でも… トイレに紙おむつや水に溶けにくいティッシュペーパーなどを流すことは絶対にやめましょう。 また、お風呂や洗面所で髪の毛や石けんなどの固形物を流さないように、排水口にネットを取り付け、たまったゴミはこまめに取り除きましょう。 排水管の近くに樹を植えないで、排水管の近くに木を植えると、排水管の小さな隙間から木の根が侵入し、排水管の詰まりや破損の原因となりますのでご注意ください。

本人通知制度の登録期間を、無期限に変更しました

「本人通知制度」とは 役場が窓口または郵送で本人以外の人(代理人やそれ以外の第三者)から証明書の請求を受け、住民票や戸籍謄本など証明書を交付した場合、事前に登録をしている人に、役場から本人に「証明書を交付した」という通知をする制度です。 「本人通知制度」の目的 この制度は、住民票の写しなどの不正取得による個人の権利の侵害の防止・抑止を図ることを目的としています。 また、この制度が周知されることにより、委任状の偽造や不必要な身元調査などの早期発見、未然防止につながります。 もし、通知を受けた場合は、請求書の開示手続きにより、原則、内容の確認が可能です。 「本人通知制度」の対象となる証明書 登録日以降に発行された次の証明書が交付通知の対象となります。それぞれ、消除されたものも含まれます。 ①20歳以上60歳未満で5年以内に納め忘れや未加入期間がある人 ②60歳以上65歳未満で①の期間のほか任意加入中に納め忘れがある人 ③65歳以上で老齢年金の受給資格がなく任意加入中の人 なお、老齢基礎年金を受給している人は後納制度の利用はできません。この後納制度が、平成30年9月末で終了します。 後納制度を利用するには、「国民年金後納保険料納付申込書」の提出が必要です。平成30年9月28日(金)までに加古川年金事務所まで手続きをしてください。 ▼必要書類 ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの ②印鑑(朱肉を使うもの) ▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

町税の納付は、 便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください ▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358 手続き簡単 手続は簡単 手間なく便利 役場や金融機関、コンビニなどへお出かけいただく手間が省けて便利 忘れず確実 納め忘れの心配もなく確実 播磨町では口座振替による納付を推奨しています ▼申込方法 預貯金通帳、届け出印、納税通知書を持って、預貯金口座のある金融機関(郵便局)の窓口、または税務グループ窓口で手続きをしてください ▼取扱金融機関 みなと銀行、三井住友銀行、但馬銀行、但陽信用金庫、日新信用金庫、姫路信用金庫、播州信用金庫、西兵庫信用金庫、兵庫南農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局 ▼振替開始時期 依頼書を提出した日の属する月の翌々月以降に到来する納期から開始します 【例】 9月 10月 11月 依頼書提出 事務手続き 振替開始

年金 国民年金保険料の後納制度が9月末に終了します 国民年金保険料は、本来、納付期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、後納制度を利用することで、過去5年分まで納めることができます。 たとえば、平成25年9月分の保険料は平成27年10月末を過ぎると納付することができません。しかし、後納制度を利用すると、平成30年9月末まで納付することができるようになります。 後納制度を利用することにより、将来受け取る年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得られる場合があります。 後納制度を利用できる人 ①20歳以上60歳未満で5年以内に納め忘れや未加入期間がある人 ②60歳以上65歳未満で①の期間のほか任意加入中に納め忘れがある人 ③65歳以上で老齢年金の受給資格がなく任意加入中の人 なお、老齢基礎年金を受給している人は後納制度の利用はできません。この後納制度が、平成30年9月末で終了します。 後納制度を利用するには、「国民年金後納保険料納付申込書」の提出が必要です。平成30年9月28日(金)までに加古川年金事務所まで手続きをしてください。 ▼必要書類 ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの ②印鑑(朱肉を使うもの) ▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740 保険年金グループ ☎079 (435) 2581